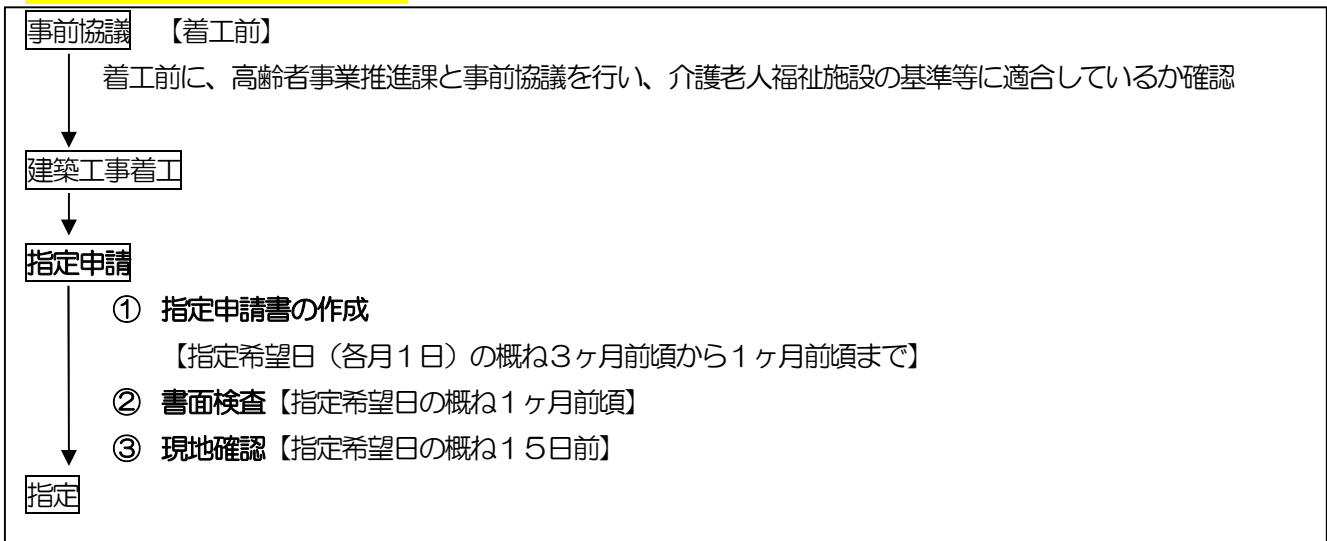


介護老人福祉施設の指定申請の手続きについて

(はじめにお読み下さい)

【指定に係る手続きの流れ】



【指定申請について】

① 指定申請書の作成

- ・ 指定を希望する日（各月1日に限ります。）の概ね3ヶ月前頃から、指定申請書（素案）一式を作成のうえ、高齢者事業推進課と調整を行います。
- ・ 申請書は、概ね1ヶ月前までには全て整えて申請（電子申請）を行ってください。
- ・ 特に従業者数や運営規程に関する部分の書類作成には、時間を要すると思われるのでご注意ください。（何回か調整を行うことがあります。）
- ・ また、指定申請手続きは、開設後に施設運営に携わる職員の方が担当していただくようお願いいたします。
- ・ なお、指定申請手続きとは別に、介護給付費算定のための届出が必要となります。こちらも概ね1ヶ月前までに受理されるように、準備をしてください。

※ 申請書類は、川崎市ホームページ内の各サービス事業所のページに掲載されていますので、ダウンロードして使用してください。

② 書面検査

- ・ 指定を希望する日の概ね1ヶ月前頃に、高齢者事業推進課にて書面検査を行います。

- 申請された指定申請書の必要書類が整っているか。
- 職員が基準どおりに配置されていることを書面上で確認できるか。
- 関係法令に係る手続きが終了しているか。
(建築基準法、都市計画法、消防法等に基づく所要の検査が終了し、検査済証を受領しているか)

- ・ 職員の配置について、指定申請にあたっての職員の配置は、利用定員に対して基準を満たす配置が必要です。（また、開設に向けて研修を行うために、職員を指定日の前に入職させることが望ましいです。）
- ・ この検査で、申請書が受理できない、人員の配置が確認できない、他法令に基づく所要の検査が済んでいない等の場合には、指定日が翌月以降になる場合もあるのでご注意ください。

③ 現地確認

- 指定を希望する日の概ね15日前頃に現地確認を実施します。
- 検査は、「川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」など介護保険法関係法令に適合しているかといった観点から実施しますので、この時までには、必要な設備・備品の購入、搬入、配置を済ませ、施設運営が可能な状態にしてください。
- この検査で、基準を満たしていない等の問題が認められた場合には、指定日が翌月以降になる場合もあるので、ご注意ください。

指定申請等に係る審査手数料

川崎市では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料を徴収しています。

(1) 審査手数料の額

事業の種類	新規指定 (許可) 申請	指定（許可） 更新申請
居宅介護支援	20,000円	10,000円
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20,000円	1サービスにつき 10,000円
(通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護)	30,000円	10,000円
施設サービス（介護老人福祉施設）	45,000円	25,000円
施設サービス（介護療養型医療施設）	—	25,000円
施設サービス（介護老人保健施設、介護医療院）	63,000円	25,000円
介護予防支援（地域包括支援センター設置者のみ）	10,000円	10,000円
介護予防サービス (介護予防訪問サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,000円	1サービスにつき 10,000円
(介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護)	15,000円	10,000円

(注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。

2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません（介護老人保健施設、介護医療院を除く）。

3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は（33,000円）。

4 ユニット型介護老人福祉施設に併設する従来型介護老人福祉施設について、併せて新規又は更新申請をする場合、手数料を免除します。

(2) 納付方法

- 申請時に納付書をお渡ししますので、納付期限日までに銀行等で支払いをしてください。
- この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等ができない場合でも手数料は、返還しません。

(3) 手数料の納付例

○介護老人福祉施設及び併設事業所の例			○介護老人保健施設及び併設事業所の例		
	新規指定	更新申請		新規指定	更新申請
介護老人福祉施設	45,000 円	25,000 円	介護老人保健施設	63,000 円	25,000 円
通所介護	30,000 円	10,000 円	短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
予防通所サービス	15,000 円	10,000 円	予防短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
居宅介護支援	20,000 円	10,000 円	通所リハビリ	みなし指定	みなし指定
計	110,000 円	55,000 円	予防通所リハビリ	みなし指定	みなし指定
			居宅介護支援	20,000 円	10,000 円
			計	83,000 円	35,000 円